

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷(十三第)

行發日一月二年九和昭

論叢

印紙税に就きて

法學博士 神戸正雄

購買力

經濟學博士 小島昌太郎

チャーマーズの恐慌理論

經濟學博士 谷口吉彦

時論

農村經濟更生運動の目標

經濟學士 八木芳之助

研究

會計學に於ける取引の概念と形態

經濟學士 蜷川虎三

米國新産業政策の一断面

經濟學士 大塚一朗

資本蓄積率變化論補遺

經濟學士 柴田敬

說苑

グットウイルに關する一研究

經濟學士 熊本吉郎

本邦製紙業に於ける混合企業と單純企業

經濟學士 田杉競

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

農村經濟更生運動の目標

八木芳之助

農村經濟更生計畫の名を以て呼ばれる農村經濟の建直し運動は、國家の指導と獎勵の下に、目下盛に各地に起されつゝある。この運動の目標と之が實現の方法とに關し、農林大臣は『農山漁村經濟更生計畫に關する農林省訓令』中に於て、「農山漁村疲弊の現狀に鑑み其の不況を匡救し産業の振興を圖りて民心の安定を策し進んで農山漁村の更生に努むるは刻下緊急の要務たり……現下農村疲弊の由來せる素因が啻に輓近内外經濟界の異常なる不況に職由するのみならず深く農村經濟の運營及組織の根柢に横はるものある實狀を明にし農山漁家の自醒を促すと共に其の禍因の芟除に努力せしむる要あり之が爲には農村部落に於ける固有の美風たる隣保共助の精神を活用し其の經濟生活の上に之を徹底せしめ以て農山漁村に於ける産業及經濟の計畫的組織的刷新を企圖せざるべからず」と。即ち之によれば農村經濟更生運動の特徴は、啻に現下不況の應急的匡救對

策たるに留らず、農村經濟機構の根本的改善を行ひ、その將來の發展に對する地盤を確保するにある。而して之が實現は農村の固有の美風たる隣保共助の精神による農村の自力更生運動に俟たんとするものである。これ今日の農村經濟更生運動が農民の自治的、協同的運動であると稱される所以である。

農村經濟更生運動の目標は右の如く、農村疲弊の根本的素因を芟除し、農村をして眞の繁榮に導くべき地盤を與ふるものであるから、先づ第一に問題となるは、農村經濟更生計畫中に於て樹立されたる諸方策が、我國農村疲弊の根本的原因の芟除に對して果して當を得てゐるか否かの點である。此等の諸方策を以てして農村疲弊の眞の病源を除去し、之を根治し得るの下なければ、折角農村經濟更生運動を喚起しても、それは一時の應急對策たるに留り、これによつて眞の農村經濟の建直しは期待し得ないであらう。だから我々は先づ第一に目下の農村疲弊の原因を探究し、併せて此の疲弊の程度を明にせなければならぬ。謂はゞ農村疲弊の根本的病源と此の病源より起れる農村疲弊の病狀並にその程度とを充分明にせなければならぬ。即ち農村疲弊の病源を發見することによりて、之を根本的に治愈し得る方策を樹て得るからであり、またその疲弊の程度を正しく認識することによりて、その病狀に適應して緩急宜しきを得る方策を樹立し得るかである。故に此の農村疲弊の根本的原因と其の疲弊の程度とに對する充分なる認識の上に、初めて農村經濟更生計畫の具體的諸方策の當否が批判され得るであらう。

第二に問題となるは、農村經濟更生計畫の實現の方法である。この計畫の實現に關しては、隣保共助の精神を基調とする農村の自力更生が要求されてゐる。この場合、自力更生といふも、個々の農家が聯絡なき孤立的努力を繼續するのみにては、その目的を達し得ざるを以て、必然的に農民の集團的努力が要求される。これ農村經濟更生運動に際し、特に産業組合の如き協同組合組織の重要視される所以である。故に我々は第一に現實の農村協同組合組織が農民の自治組織として、よくこの任務に堪へ得るや否やに就て、充分に吟味せなければならぬ。第二に此の自力更生は農村の隣保共助の精神を基調とするものであるから、現在の農村機構の中には此の精神の充分なる發露を阻害する原因がないか否かを吟味し、併せて之が芟除は農民の自力によつてのみ解決出来るものなりや否やを探究せなければならぬ。この際注意すべきは、世人の往々にして考ふる如く、農村疲弊の原因の全部を農村自ら刈り取るべきことを意味するものではない。農村疲弊の原因は之を外部的原因と内部的原因とに分ち、自力更生の限界は後者、即ち農村自ら蒔いた種を刈り取ることにあると農林當局は教へてゐる。併し農村自ら蒔いた種の中には、勿論直接農村民の責任に歸すべきものもあるが、また農村施設の缺陷より已むを得ず起れるものもある。更に農村疲弊と言ふも、兩者何れの原因より來りたるか明確に區別し得ない場合も多いから、兩原因を同時に芟除するにあらずんば、換言すれば農村の自力更生運動は國家農業政策と同時に相提携して行はれるにあらずんば、充分なる効果を發揮し得ないであらう。故に國家は農村經濟更生

運動に於ける農村の集團的自力の限界を認識し、その短を補ふに國家政策による援助を以てし、更に進んでは農村の自力運動に適切なる國家的指導統制を加へ、かくて農村民の自力活動と之を補ふべき國家活動とは相融合して、有機的混合物たる實質を備ふるに至らなければならぬものである。

二

農村經濟更生運動は農村疲弊の根本的素因を芟除し、農村を眞の繁榮に導くべき地盤を與ふべきものなるを以て、先づ我々は農村疲弊の根本的原因に就て充分なる認識を持たなければならぬ。勿論我國農村疲弊の原因は多々あるが、茲では其の主要原因に就て概觀しやう。

(一)我が農村經濟が交換經濟化したる結果として、農家は日用品乃至は農耕用品に就ては、從來よりも低廉なる犠牲を以て上質のものを購入し得るに至れるが、しかし他方に於て從來なし來つた兼業の多くを失ひ、之は漸次工場生産化されて農村を去つた。即ち農村の交換經濟化の結果として、我が農村は日用品、肥料其他の購入代金の支出を新に増加したるが、併しその代金を稼ぐべき勞力はなすべき仕事がなく、其の一部は遊食せざるを得ざるに至つた。

(二)我國農村人口は既に飽和状態に達したる上に、その出生率は都會のそれよりも大である。これによりて耕地擴張に限りある我國に於ては、さらでだに強き過小農化の傾向を一層助長する。殊に最近に於ける都市の不況によりて農村に於ける人口流出の困難を生じ、之を農村に於て養ふ

には農家一戸當りの耕地面積は漸次遞減せざるを得ないこととなる。かゝる農村人口の過剰が農家經濟を不斷に壓迫するものである。

(三) 農村は一般に都會に比して種々なる點に於て不利益を蒙つてゐる。即ち農業者の租稅負擔が他產業者に比してより、重いのは周知の事實であるが、其の他教育、醫療方面に就ても都會と同じやうに受けやうとすれば遙に多額の支出を要する。また農村の掛ける保險金、郵便貯金等は殆んど都會に集中し、低利資金として地方に還元されるものはその一部であるから、蓄さへ少ない農村の資金が一層缺乏する。國民平等の負擔であるべき兵役に就ても、農村住民は體格が優れてゐるため、都會より遙に重く負擔してゐる。更に都會に比して一層重き農村の地方稅負擔を免れるため、農村を去つて都會に移住する不在地主により、一般農民の租稅負擔が一層過重となることも往々ある。

(四) 我國の小作料は、最近は漸次低下する傾向にはあるが、尙ほ一般的に高率にして、小作農の生活を壓迫する。非常時日本の雰圍氣に於ては、小作問題は事實以下に過小に評價され勝ちであるが、實際は反つて小作問題の激化を報じてゐる。この農村内部の紛糾は、農村に於ける隣保互助の精神を基調とする自力更生運動の進展を阻害し、ひいて農村の疲弊を促す。

(五) 最近數年來よりの農産物、殊に米、繭、蔬菜等の價格下落が最も主なる農村疲弊の原因をなす。これは一面一般經濟界の不況による購買力の減退に基くが、他面それぞれの農産物の側に於

ても特殊の原因がある。米に於ける植民地米の壓迫、繭に於ける人造絹絲の壓迫の如き之である。

(六) 一般不況期に於ても、今日のインフレーション時期に於ても、農産物は獨占的工業品に比して、下向的又は上向的價格差の重壓を受ける。これ農産物に於ては、生産者の多數、生産時期の一定、強度の腐敗性、自然の恣意による生産調節の困難等により、生産及び販賣上の統制を加へ難きに基く。また農産物の販賣、農業用品及び日用品の購入過程に於ける多數の中間商人の介入は、農産物の庭先相場を不當に低からしめ、農家の購入品の價格を不當に高からしめ、夫々の價格の騰貴及び低落を遅らせ、従て兩者の間にも價格差が生ずる。この價格差は、一面農家經濟の收支均衡を困難ならしめ、他面農産物の生産費低下を困難ならしめる。

(七) 農家の消費經濟に就て見るも、かの歐洲大戰の好況時代に農家所得が激増し、ために農家の生活程度が著しく向上したるが、最近數年來の不況に由來する急激なる農家所得の減退に應じて、その生活程度を急激に引き下げ得ざるため、農家家計上の收支均衡を失し、負債を被ることとなり、また冠婚葬祭に不當の出費を要する等、家計上の不合理なる點より農村の疲弊を齎らせることもある。

(八) 今日の農村負債は四十五億乃至五十億圓と推定される。勿論これは全部眞の農民の負債ではなく、その相當なる部分は地主の負債たること、農民の有する郵便貯金、貯蓄銀行預金、信用組合預金も相當の額に達すること、其他個人貸付金中に於ける農業者相互間のものも少なからざる

こと等を斟酌すべきであるが、それでも尙ほ農民の負債は相當の巨額に達する。その利拂だけでも、農産物價格下落の甚だしき今日に於ては、農家經濟に大いなる壓迫となる。

以上列擧せる諸點が今日の農村疲弊の主因をなすものである。されば農村經濟更生運動の目標が、之等諸原因の芟除に向けられなければならないのは當然である。

三

農村疲弊の根本的原因を認識したる上は、農村經濟更生運動の目標は、この認識の上に樹立すべきである。茲では農村の(一)生産部面、(二)流通部面、(三)金融部面、(四)農家消費經濟部面に於て樹立さるべき具體的諸方策に就て吟味することとする。

先づ第一に生産部面に於ける方策に就て吟味しやう。上述せる第一の原因により今日の農村には相當多くの餘剩勞働力の存する上に、上述の第二の原因により一農家當りの耕地面積が次第に遞減する傾向にさへある。従て海外移住や都市への移轉によりて、農村に於ける過剩人口の壓力を緩和するやう圖ることが急務でなければならぬ。併しこの兩方面への農村人口の流出が、俄に達せられざる限り、農業經營の多様化、集約化によりて其の生産力の増加に努め、また農村副業の工業化等によりて、農村の人口收容力の増加を圖らなければならない。併しその結果は當然に農産物や副産品の増産を齎すこととなるであらう。加之、不況期に於ては、適當なる統制を加へざれば、農家は個人經濟の觀點から収入の減少を防ぐために、生産物單位價格の低下を補ふに生

產物數量の増加を以てせんとし、その結果増産を促すこととなる。然るに農産物や副業品の需給關係を無視する増産は、反つて單位價格を下落せしめ、結局農村の總所得を減少せしめ、農村の不況を却つて深めることとなるであらう。茲に増産問題の困難がある。

(1) **増産問題** 農村經濟更生計畫に於ける農産物の増産の目標は、徐々に現れる人口増加によりて惹起される需要の増加を斟酌しつつ、之に照應して生産數量を徐々に増加し、之によりて急激なる増産を避け、且つ各種農産物の需要彈力性を斟酌して、増産によりて多少ともに農家の總收入を増すやう努めなければならぬ。

(イ) この點よりすれば、先づ第一に増産の目標は、海外への輸出農産品の増加、海外よりの輸入農産品に代替する内地農産品の増加に置くべきである。¹⁾ 増産がこの兩方面に向けられる限り、國內に於ける生産過剰が起らず、從て國內に於ける農産物價格の下落を惹起しない。

(ロ) 第二に増産の目標は自給經濟部面の充實擴張に置くべきである。この場合、自給生産物にも二様の區別が認められる。その一は都市製造工業品に代替する自給生産物の増産、例へば金肥に代替する自給肥料、市販醬油に代替する自家醸造醬油、洋服地に代替するホームズパン服地等の如きである。此等の増産は農産物價格に直接影響を及ぼさないから、大いに奨励すべきである。但し金肥の節約の如きは、本邦農業生産力を著しく低下せしめざる限り、一般世人の考ふる如く、左程大なるを得ない憾がある。第二は他の農村に於て生産される農業及び農副業品に代替

1) 昭和七年七月、農務省は「農産物輸出額及輸入額」を公表し、その詳細な状況を農務局の報告に依りて示す。昭和七年七月、農務省は「農産物輸出額及輸入額」を公表し、その詳細な状況を農務局の報告に依りて示す。

する所の自給生産物の増産である。例へば養蠶地方や蔬菜果樹園藝地方の米麥自給の如きである。此等の地方の米麥自給の擴張は、或る意味では價格變動に對する保險的作用を發揮するから望ましいとは云へ、それだけ他地方の生産する米麥に對する購入の減退となり、日本全體としての農業を利せないこととなる。加之、この場合の自給生産は農業生産の水平的分化傾向によつて促されたる各種農産物の適地適生産に基く日本全般としての農業生産力の發達を後退せしむる虞がある。従て此の方面の増産は人口増加に應ずる程度に徐々に行ふべきである。

(一) 國內の販賣を目的とする農産物の増産は、今日の如き不況期に於ては多くを望み得ない。蓋し不況期に於ては、農産物に對する需要の増加を多く期待し得ないからである。日本全體の農業生産力を高め、外國竝に植民地農業に對する競争力を高めるには、内地農業内部の農業者間竝に地域間の自由競争を盛んにし、適生産を適地に移らしむべきであるが、餘りに急速なる各地方農業間の優勝劣敗を促すときは、反つて各地方に多大の犠牲を招くから、適所適生産の發展傾向を促しつゝ、しかも各地方の蒙る打撃を少くするやう工夫を凝さなければならぬ¹⁾。

以上の如く考察し來るときは、目下の世界的不況期に於ては、増産による大いなる農村収入の増加は、之を俄に期待し得ないであらう。

(2) 生産費の節減 目下の世界的不況に際し一般購買力の減退せる場合に、農産物の販路を擴張するには、その販賣價格を低下しなければならぬ。それには農産物の生産費の低下を圖るを要

1) 拙稿、農業生産に於ける水平的分化と垂直的分化（經濟論叢、昭和九年一月號）參照。

す。生産費の引き下げは、同一の經費を以てより多くのより優れたる生産物を生産するか、或は等量の生産物をより少なき生産費によりて生産する外はない。この場合に於て前者にありては、單價を引き下ぐることによりて多少の需要増加を喚起し得るも、不況期に於ては此の點に大なる期待を掛くるを得ないから、後者の方向が主として採らるべきである。而して生産費の引き下げは、一面その重要部分を占むる肥料價格の低下、公租公課の引き下げ、小作料の合理化等の問題にまで展開し、他面では農業労働費の節約が問題となる。この農業労働の内には雇傭労働と自家労働とがあるが、雇傭労働に對しては農業生産の機械化、共同經營其他による經營の合理化によりて之を減少し、又は之に代替するに自家労働を以てし、農家の貨幣支出の減少を圖るべきである。但し主として自家労働に依存する、本邦に於て支配的なる小農經營に於ては、この方面に於て節約すべき餘地は少ない。次に自家労働費の引き下げは、自家労働力の再生産費、即ち農家の生活費の低下に俟たねばならぬ。之は農家が交換經濟に入込んでゐる今日に於ては、農家の購入する生活必需品の價格低下によるか、又は農家の生活基準の引き下げによる外はない。この點に就ては後に論ずる。更に農業生産上に於ける電動機や石油發動機の利用によりて自家労働力を節約し、労働の苦痛を成るべく少なくすることは、理想上極めて望ましいことであるが、併しかゝる設備に一定のコストを要する限り、それによりて節約される自家労働力を他に有利に利用することによりて、少なくとも右のコストを償ふに足るのでなければ、眞の農村更生には役立たない

であらう。

(3) 農業勞力の利用 農業よりの各種加工工業の分離により、又農村人口の増加により、今日の農村には過剩勞力が多分にある。また之は農業生産の季節的性質によりても促される。さればこの過剩勞力を利用して、積極的に農家の所得を増加することが必要となる。最近盛に提唱される農村副業の工業化、若しくは工業の農村化は此の要求に應ずる爲めである。併し工業の農村化、即ち工業の田舎への分散と云ふも、工業の合理的立地が原料運搬や製品配給の便否等の經濟的理由により決定される限り、無闇に之を行ふを得ない。また農産物の加工的業務に於ても、それが有利なるものは、今日既に大資本によりて工場生産化されてゐるから、農民の工業階段への進出は、この方面に於ては決して容易ではない。¹⁾ 併し農産物の加工や副業方面には、尙ほ相當の勞力利用の機會が残つてゐる。²⁾ 之等の農村副業乃至は農村工業の普及は、常に市場或は需要の發見若しくは増大を前提とする。故に海外へ輸出さるべき商品又は輸入品に代替すべき商品の生産を第一に選ぶべきであり、第二に農家が都市より購入する工業品に代替する商品の生産に向ふべきである。之に反し他の多くの地方の農村に於て生産される副業品の生産を、數少き村々が優良なる機械を利用して工業化するときは、一村繁榮して數村衰微することゝならざるを得ないから、充分なる配慮が必要である。

(4) 小作料の合理化 小作農に於ける生産費の重要項目をなす小作料を合理化することが望まし

1) 拙稿。前掲。論文。參照。業指針(昭和七年十二月)によれば、現在農山漁家の副業の生産量は相當多
2) 拙稿。前掲。論文。參照。業指針(昭和七年十二月)によれば、現在農山漁家の副業の生産量は相當多

い。元來小作問題の素因をなすものは、土地分配の不良、小作地の遞増、小作條件及び小作契約の地主偏重、小作人の自覺等であるが、最近に於ける農産物價格の下落に伴ひ、地主及び小作人の生活が次第に困難となり、加ふるに都會の不況により小作人の出稼の機會も失はれ、今日は兩者間の妥協の餘地は著しく狭められてゐる。殊に最近は中小地主、小作人の生活が困難となりたる結果、小作料滞納に基因し土地を引き上げんとする者、負債の重壓より逃れるため土地を賣却せんとして返地を要求する者、競賣の結果新地主に於て自作のため返地を要求する者等が増加したる爲め、從來の如き小作料減免問題を中心としたる爭議が、今や土地返還を中心とする爭議に一轉しつゝある。されば小作調停法に更に一步を進め、我國情に即したる合理的な小作法を制定し、小作權の確立、小作料の合理化を圖り、この新地盤の上で地主、小作人間の協調を促し、農村の平和を復活し、兩者協力して農村の經濟的更生運動に精進するやう促すべきであらう。

四

次に流通部面に於ける諸方策に就て見るに、先づ第一に注意すべきは、今日の農家の疲弊は、農家の購入する農産物の價格と農家の購入する農業用品乃至は生活必需品價格との間の價格差によりて惹起される事である。農産物價格が農民の購入する商品價格と同様の割合で低下するならば問題は無い。第二に農産物價格の著しき下落に拘らず、低下せないものに借金の償却、税金の支拂といふ金銭的支出がある。茲に租稅負擔の輕減と負債の整理とが問題となる。後者は金融部

面の問題と關聯する。

一、先づ價格差の緩和策について見るに、これには一面農産物價格の維持安定が要求され、他面農家の必需品價格の引き下げが要求される。前者に就ては、國家政策的なるものと、農民の自主的なるものとが考へられる。自主的なるものは今日の社會に於ては農民の協同組合運動の外にはあり得ない。現在我國の農民の協同組合運動は尙ほ微々たるものであり、殊に其の主流をなす産業組合の此の部面に於ける活動は尙ほ弱い。だが當面の經濟更生運動は此の強化を要求する。

(イ)先づ米穀に就て見るに、農民の自主的統制機關たる農業倉庫、販賣組合、全販聯の活動は尙ほ弱い。これ米穀統制法の如き國家政策を必要とする所以である。併し現在のこの統制法の下に於ては、完全なる植民地米の移入統制を缺くから、内地米價格の統制は充分ではない。今日の儘の統制法では財政的負擔を過大ならしめる惧があるから、近き將來に於ては先づ植民地米の移入統制を斷行し、更にその結果の如何によりては、一層徹底的なる米專賣制の實施にまで向はなければならぬかも知れない。ともあれ今日の米穀統制法の下に於ては、その效力を充分に發揮せしむるためには、その運用上に於て米買上の手續を簡便にし、眞の農民をして其の浴惠に浴せしむる機會を多くすると共に、産業組合もまた全力を擧げて之が補強工作をなし、統制法の恩澤に浴するものゝ多くは、地方又は都會の米商人たるが如き現状を矯正しなければならぬ。

(ロ)農産物中、生絲價格、從て繭價格の統制は最も困難である。これ生絲價格が一面アメリカの

購買力の如何によりて左右される上に、他面人造絹絲の壓迫を蒙るからである。故に品質の改良統一、生産費の低下、輸出統制を圖ると共に、生絲の販路擴張や新用途の發見、擴大に努めなければならぬ。而して生産費低下は製絲、養蠶、桑葉栽培を通じて之を圖るべきである。農民の側に於ては、その販賣すべき繭に就ては、一方組合製絲の團結によりて大製絲會社の大資本力に對抗すると共に、他方組合製絲の存せざる地方にありては、今日大製絲會社の支配下にある養蠶特約組合を養蠶實行組合たらしめ、且つこの實行組合を産業組合の一部となし、之を統一する郡又は府縣單位の産業組合聯合會が實質上の出荷團體となることによりて、製絲業者と對抗し、合理的なる繭價格の構成を期し得るであらう。この途は既に産業組合法の改正によつて開かれてゐる。

(ハ) 果實蔬菜の如き腐敗性大にして、永く貯藏し得ざる商品の價格統制は、農民の自主的運動に俟つ外はない。従て果實蔬菜の出荷に就ては、各農村の出荷組合、販賣組合を各府縣の販賣組合聯合會に團結し、更に全國的聯合會に統一し、之によりて地方又は府縣間の生産及び販賣上の競争を避け、各都市中央卸賣市場への出荷を季節的にも數量的にも之を全國的に統制し、之によりて價格の安定を圖るべきである。

(ニ) 農家の必需品價格の引き下げは、購買組合の活動に俟たなければならぬ。系統組合は肥料、日用品の配給に就て最近目覺ましい發展を示しつつある。併し之によりて存在の餘地を失ふ

中間商人の反對運動が起りつゝあるも、併しこの反産運動は寧ろ産業組合運動の促進劑となるであらう。今日の産業組合運動は農村の唯一の自治的、改良運動であり、寧ろ農民運動の安全瓣たるに鑑み、國家も之を支持すべきであらう。

二、農村租税の軽減 第二に問題となるは、農村租税の軽減である。農村に於て特に此の軽減問題が喧しいのは、第一に農業者の負擔する租税が他産業者のそれに比して過重だからである。第二に農民の租税の特殊なる固定性により、他産業に比して不況期に於て、それが軽減されず、負擔の開きを増すからである。この農民租税の過重は地方税、殊に町村税の過重にある。昭和七年度の農村租税負擔の割合は、國税一六・五八%、道府縣税三七・二〇%、村税四六・三二%である。次に農民租税の固定性は、農民の負擔する國税、地方税を通じ多くの部分が地租關係の租税たることゝ、農民租税の大部分が地方税たることゝに基く。最近地租は収益税となれるも、その課税標準及び税率が十ヶ年間据置きなるため、農家の所得が減少するも、それに應じて減少せない。この點所得税や營業收益税と異なる。併し地租附加税の税率は府縣によつて、一定の制限内で自由に引き下げ得るものであり、また村税の二二・八%を占むる戸數割も自由に引き下げ得るから、名目上農村の租税は固定的でないとも云へるが、財政支出は財界の變動に應じて簡單に減少されないから、實質的には固定的とならざるを得ない。茲に於てか農産物價格の低落時代には特に農民の租税負擔は過重となる。而して町村財政支出中に於て、教育費が最も多く、昭和七年

度豫算四億五千萬圓中、約二億圓を占めてゐる。之に對應する農村の租稅收入中、最も多額なるは戸數割(家屋附加税を加ふ)にして、昭和七年度豫算では一億三千萬圓に達し、町村稅收入の六割五分を占めてゐるから、農村の租稅負擔輕減は、この方面に於て行はるべきである。尙ほ農村の地方稅負擔を免れるため都會に移轉する不在地主に對しては、社會政策的立場から不在地主稅を課すべきであらう。

三、負債整理 現在の農村は多額の負債を有してゐるから、この負債より生ずる經濟上、生活上の重壓を緩和し、之を除却する途を講ぜなければ、農業經營、農家經濟の改善によりて生ずる生活餘力、換言すれば金錢收入の増加は過去に於ける負債の利拂に追はれ、容易に更生の實を擧ぐるを得ないであらう。かの負債整理組合法は此の目的のため制定されたものである。本法によれば、負債を整理せんとする農、山、漁家をして隣保共助の精神に則り、部落區域を原則とする無限責任又は保證責任の負債整理組合を組織せしめ、部落民をして眞に協力一致して負債の整理を爲さしむるものである。即ち負債整理を爲す農家は必ず經濟更生計畫を樹て之を實行すること、及び負債整理の骨子たる負債償還計畫は之を確實に履行すべきものとする。而して負債整理組合は債務者たる組合員と其の債權者との間に立つて、負債の金額、利率、償還期限、償還方法等につき、その緩和をなすやう協定をなすべきものとする。この負債整理を行ふため、國家は五ヶ年間に二億圓の資金を、大藏省預金部より、市町村を経て負債整理組合又は負債整理事業を行

ふ信用組合に貸付し、之によりて生ずることあるべき損失に付六千萬圓を限度とし、その半額三千萬圓を國家に於て、残り三千萬圓を道府縣及び市町村が負擔することとなつてゐる。この事業の成績は勿論一定の期間後でなければ判明せない。この負債整理の實行上、一般物價下落が固定負債に及ばざる點を考慮して、負債元本及び累積利子の或る程度の切下げを圖ることが望ましい。その限度は債權者をして其の受領せる貨幣を以て、貸付せる當時購買を豫期せると同量の商品を購入し得る程度にあらしめたい。

かく負債の整理をなすと共に、農家經濟の收支均衡を圖り、將來重ねて不生産的負債を生ぜざるやう努力しなければならぬ。而して農村金融方面に於ても、信用組合の普及により、生産資金借入利率の低下を圖らなければならぬ。昨年度制定されたる農業動産信用法は農村信用組合に新なる活動舞臺を與ふるであらう。尙ほ注意すべきは農家の負債中には、農業生産力の發展に何等寄與せざる消費負債の可成り多い事である。農林省農家經濟調査によれば、昭和五年末に於ける農家一戸當りの負債は平均八百五十七圓なるが、この中に於て農業用負債は四四・九四%を占め、農業外負債は五五・〇六%に及んでゐる有様である。また静岡縣引佐郡伊谷村の負債調査によれば、左表に示す如く肥料費、土地購入費、事業資金を農業資金と見て全負債の四九%を占め、他は大體消費信用負債である。

1) 日本農業研究會編、日本農業年報、第一輯、一六七頁。

負債原因	負債割合 全に對する
建築及修繕	28.5
家屋資金	25.6
事業購入	15.0
土地購	11.5
冠婚葬祭	8.8
肥料費	5.5
醫料費	2.0
教養費	1.8
事業失敗償	1.0
證人辨償	0.3
社交費	0.3

目下の急務でなければならぬ。

四、農家の生活改善 以上論じたる諸方策によりて、一方農村の收入増加、租税負擔の輕減、負債整理等を圖ると共に、他方個々の農家に於ても生活の改善を圖り、家計收支の均衡に努めなければならぬ。我國農家の生活程度は、歐洲大戰當時の好景氣以來、著しく向上したと云ふものゝ都市住民のそれに比して、決して優れるものとは考へられない。嘗て農村が暮しよいと感ぜられたのは、その生活が主として自給自足の經濟を營み、市場の景況如何によつて多く影響されなかつたからである。然るに今や農民も交換經濟化の結果として、都會住民と同様なる慾望充足手段の配分を要求する方向に進み、農家生活品中、市場より購入する部分が著しく増大してゐる。従て今日の農民は景氣變動に應じて、一喜一憂せざるを得ないことゝなり、昔しながらの農村の安慰生活は失はれるに至つた。されば殊に不況期に於ては、消費部に於ける自給生産を増すと共に、購入品をなるべく安價に購入せなければならぬ。この兩者に就ては既に論及したる處で

勿論かゝる一、二の調査資料よりして我國全國の農村負債の實狀を察するを得ないが、併し農家に於ては消費信用負債が案外多額に上るものではあるまいかと考へられる。されば農家の消費經濟面の合理化を圖ることによりて、不生産的負債をなるべく少なからしむることは、

ある。これと同時に農業本來の立場は「利」のためにするよりも「要」のためにするものなることを意識し、仕事を仕事として楽しみ、徒に農村生活を都會化すべきではない。今日の農村生活には、之を改善し、生活費の低下に努むべき餘地が可なり多い。

(イ)農家は冠婚葬祭に就ては、自己の収入を顧みず、身分不相應なる出費をなし、之が農家負債の一主因をなしてゐる。この點に於ける生活様式の改善により相當なる冗費が節約されるであらう。更に積極的には産業組合の利用部によりて冠婚葬具の利用事業を經營するも、その經費節約の一方法であらう。

(ロ)農村の生活費中、重要な項目をなすものに醫療費がある。昭和五年に於ては約一萬一千に近い全國の農村の内で、三千二百三十一箇村に醫者がゐない。従て此等の村では遠隔の地から醫師を迎へる必要があり、ために高き往診料を支拂はざるを得ない。この不便を免れ、且つ醫藥費の低下を圖るには、産業組合法による醫療組合の普及に俟たねばならない。

尙ほこの外にも農村生活の合理化を圖るべき餘地が、住居、嗜好品、被服費等に於ても可なりあるであらう。農村生活の向上は勿論望ましい處であるが、今日の如き不況期に際しては、一時的な生活程度の引き下げも、また已むを得ないであらう。併しその限界は、農家収入の減退に應じて、支出を縮少する程度に於てある。

五

以上に亘り各方面に於ける農村疲弊の原因を明にし、之を芟除するために採るべき諸方策に就て論じた。この農村疲弊の原因が多方面に亘りて存する限り、之が對策も、またそれに照應して種々なる方面に亘りて樹立すべきである。この農村疲弊を一舉にして克服し得べき萬能藥は決して存するものではない。しかも農村疲弊の恢復は長年月を要するものであるから、根氣強く努力せなければならぬ。この農村疲弊を一舉にして克服するに足る萬能藥の存する如く主張することは、それ自體徒に世人を興奮せしめ、人心を不安ならしむるに過ぎないであらう。げに羅馬は一日にして成らなかつた、若し之を一日にして成さんと企てたならば、羅馬は全然成らなかつたであらう。素より今日の農村疲弊の原因の芟除は農村經濟機構の改善に俟つべきものが多いが、また農民自らの責任に歸すべきものも多々ある。されば農民は自ら深く反省して、先づ自己の生活改善に全力を盡さなければならぬ。故に農村經濟更生運動に於ては農民の自力と之を補ふべき國家政策とが渾然融和して有機的なる一體を成さなければならない。この農村更生運動の途上に於ては、農村の自力更生運動の主體たり、その指導の地位に立つべき農村關係諸國體たる産業組合、農會相互の間に於ても、その職能及び活動上に於ける充分なる調和を圖り、また個々の農村經濟更生策の樹立に際しては、よく其の村々の特殊事情を斟酌して、之に適應したる振興策を選ばなければならぬであらう。